

第4節 開発事業における環境配慮の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が事業実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、適切な環境保全対策を講じることを義務付けるもので、環境に配慮したまちづくりの推進に重要な役割を果たしています。平成9年には環境影響評価法が成立し、本市においても、平成10年に北九州市環境影響評価条例、平成18年に北九州市環境配慮指針を策定し、事業や地域の特性に応じた適切な環境保全対策に活用してきました。さらに、平成23年に環境影響評価法が改正され、事業の早期段階における環境配慮手続きや風力発電施設の対象事業への追加など新たな規定が設けられました。本市においても、平成24年度に北九州市環境影響評価条例を改正し、当該手続きの導入を図りました。

1. 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和59年8月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要綱」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成5年に「環境基本法」が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。

一方、地方自治体においても、環境影響評価法の制定を受けて、環境影響評価条例等の制定が積極的に行われました。

その結果、法と条例の一体的な運用を通じ環境の保全に配慮した事業の実施が確保されるようになりました。法の

施行から10年以上が経過し、法の運用から明らかになった課題（戦略的環境アセスメントの導入等）や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対応する必要が生じてきたことから、平成23年4月に法改正が行われました。この改正では、事業の計画段階から環境配慮の検討を行う手続（計画段階環境配慮書手続き）や、より多くの関係者との情報交流を促進するための制度等が拡充されました（平成25年4月完全施行）。

(2) 本市の取組

本市の環境影響評価制度としては、昭和62年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成10年3月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月に施行しました。条例では、学識経験者等専門家による審査、事後調査計画書の作成などの法にはない規定を盛り込みました。

その後、平成23年4月の法改正による制度拡充に伴い、平成25年3月及び6月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続きを導入しました。その他にも、公聴会の開催などを新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成26年度末までに、配慮書3件、方法書20件及び準備書21件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書採択年度	事業名	事業者
平成20	平尾台地区鉱物採取事業	住友大阪セメント(株)
	加熱炉・熱処理炉増設事業	日本鑄鍛鋼(株)
	合金鉄溶解炉設備建設事業	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所
平成22	北九州市都市計画道路6号線整備事業	北九州市
平成23	コークス炉増設事業	日本コークス工業(株) 北九州事業所
平成26	響灘工場建設整備事業	タテホ化学工業(株)

(3) 今後の取組

今後も環境影響評価制度を適切に運用するため、地域の環境情報や環境保全対策に係る最新の科学的知見等について情報収集に努めていきます。さらに、事業者が行う環境影響評価に対し、当該事業の特性や地域特性を的確に把握し、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から適正な市長意見を述べるなどを通じて、環境保全に努めていきます。

2. 北九州市環境配慮指針

(1) 背景

本市では、様々な開発事業において環境配慮を推進することを「北九州市環境基本条例」や「北九州市環境基本計画」に規定しています。大規模な事業の実施に当たっては、「環境影響評価法」や「北九州市環境影響評価条例」に基づく環境保全対策等が義務付けられています。

一方、小規模な事業など環境影響評価条例等の適用を受けない事業についても、環境配慮を行う仕組み（制度）が必要です。

(2) これまでの取組と成果

昨今の市民の環境保全意識の高まりや、地域の生活、自然環境の状況、周辺の土地利用や景観・町並みの状況等により、開発事業の規模を問わず適切な環境保全への配慮が求められることが少なくありません。

そこで、開発事業者が環境影響評価や環境保全への配慮の検討を行うにあたり、その手引となるよう「北九州市

環境配慮指針～開発事業における環境保全への配慮の手引き～」を、平成18年9月に策定しました。

(3) 今後の取組

「北九州市環境配慮指針」は、開発事業の規模や事業者の官民の別にかかわらず活用できるように作成しており、開発事業における環境保全への配慮が一層促進されることを期待しています。

そのうち、市が実施する開発事業については、本指針を活用した環境配慮チェック制度を平成19年4月より導入しています。

◆北九州市環境配慮指針 全体構成

